

管理委託契約約款

[目的]

第1条 この約款(以下「本約款」という。)は美術の著作物(以下「著作物」という。)の著作権の保護と利用の円滑化を図るため、著作権を有する者(以下「委託者」という。)が有限責任中間法人美術著作権協会(以下「受託者」という。)に利用の許諾の代理をさせる委任契約の内容を定めることを目的とする。

[著作権委託契約締結の手続]

第2条 著作権の管理を委任しようとするものは、受託者との間で著作権管理委託契約(以下「本契約」という。)を締結しなければならない。

[著作権の委任]

第3条 委託者は、その有する著作権及び将来取得する著作権のうち、複製権、譲渡権、公衆送信権、伝達権で管理委託契約において指定したものについて、日本国内の管理(利用許諾契約に関する交渉及び契約の締結、使用料の收受及び分配その他これに附帯する業務)を委任し、受託者は引き受けるものとする。
ただし、以下に掲げる利用方法以外については、委託者が使用料及び使用条件を定めるものとする。

- (1) 雑誌・新聞(非商業的利用)に著作物を複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。
- (2) 書籍本文中(モノグラフ、表紙、カバーを除く)に著作物を複製し、その複製物を公衆に譲渡すること。
- (3) テレビ放送(ある美術家を主な対象とした特集番組を除く)のために著作物を複製し、放送すること。

[契約期間]

第4条 契約期間は、管理委託契約の締結の日から一年とする。ただし、契約期間満了の三ヶ月前までに、受託者又は委託者が反対の意思表示をしないときは本契約は自動的に一年間更新されるものとし、以降も同様とする。

[業務地域]

第5条 受託者の業務地域は日本国内とする。

[使用料徴収の方法]

第6条 受託者は利用者と利用許諾契約を締結し、次の各号に掲げる使用料を徴収し、又は受領する。

- (1) 使用料規程に基づく著作物使用料
- (2) 前各号に掲げるもののほか、著作物の使用に伴う対価

[使用料の分配]

第7条 本契約における受益者は委託者とする。ただし委託者は必要やむを得ないときに限り、受託者の同意を得て、使用料の分配につき第三者を受益者として指定し、又は指定した受益者を変更することができる。委託者は前項ただし書の規定により第三者を受益者に指定したときであっても、受託者の同意を得て、その指定を取り消すことができる。

- 2、 受託者は、受託者が収受した使用料を次の通り受益者に分配するものとする。ただし委託者の希望により異なる分配期が規定されているときはその定めによる。

分配期	期 間
6 月	1 月から 3 月までの間に収受した使用料
9 月	4 月から 6 月までの間に収受した使用料
12 月	7 月から 9 月までの間に収受した使用料
3 月	10 月から 12 月までの間に収受した使用料

- 3、 受託者は、各分配時に、使用料の分配計算書を作成し、受益者に交付する。
- 4、 受託者は第二項の規定にかかわらず、本契約が終了した時は、すみやかに使用料を受益者に分配する。

[受託者の報酬]

第8条 委託者が受託者に支払う報酬は、受託者が収受した使用料の 25 パーセント以内で受託者が定める率とする。

- 2、 受託者は、受託者が収受した使用料を分配する際に、前項で定めた報酬を控除するものとする。

[約款及び管理委託契約の変更の方法]

第9条 受託者は、この約款を変更した場合は、遅滞なく事務所に掲示するとともに、委託者に通知しなければならない。

- 2、 この約款の変更の内容に異議ある委託者は、通知の到着した日から 1 ヶ月以内に書面による申し出により管理委託契約を解除することができる。
- 3、 第 1 項に定める公示の日から三ヶ月経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、委託者は約款及び管理委託契約の変更について承諾したものとみなす。

[管理委託契約の承継の方法]

第10条 相続又は営業譲渡、合併もしくは分割により委託者の有する著作権を承継した者は、管理委託契約に基づく委託者の地位を承継するものとする。

- 2、 委託者の地位を承継した者は、すみやかにその旨を受託者に届け出なければならない。なお、相続人である承継者が複数いるときは、その代表者が届け出るものとする。

[管理委託契約の解除の方法]

第11条 委託者又は受託者は、相手方に管理委託契約に違反する行為があったときは、相当の期間を設けて、当該契約上の義務の履行を催告した上で、義務の履行がない場合は、管理委託契約を解除することができる。

- 2、 受託者が著作権管理事業法第9条各号のいずれかに該当することとなった場合において、同条第1号、第3号又は第4号に該当することとなったときは、委託者は委託期間中においても、書留便をもって受託者に本契約の解除通告を行うことができるものとし、本契約は当該書留便の到達日から30日を経過した日に解除される。同条第2号に該当することになったときは、受託者が破産の宣告を受けたときをもって、管理委託契約は当然解除されたものとする。

[財務諸表等の提供]

第12条 受託者は毎事業年度経過後三ヶ月以内に、著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、事務所に備えるものとする。

附則 この約款は文化庁長官が届出を受理した日から実施する。